

## 2027年度OPEN MIX LAB公募研究プログラム 審査要項

「OPEN MIX LAB公募研究プログラム」の審査は、この審査要項に従って、自然科学研究機構研究連携委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

### I. 審査方針

研究者が既存の研究分野にとらわれず、国内外の研究者と協力し、組織間連携による革新的な研究の展開と発展に資する目的に合致する研究課題及びワークショップ等課題を選定する。

### II. 利害関係者排除

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 審査を行う者が、申請課題の共同研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
- ② 審査を行う者が、申請課題の申請代表者、共同研究者との関係において、次に挙げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - (ア) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - (イ) 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは、同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - (ウ) 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
  - (エ) 親密な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - (オ) 申請課題の採否又は評価が委員会の構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### III. 審査の方法等

#### 1. 審査方法

- ① 申請代表者から提案のあった研究テーマについて、「申請書」に基づき、書面審査を行う。書面審査は、研究共創型、テーマ設定型、技術開発型は委員会が行い、若手支援型、スタートアップ型、スマートクラウドラボ先進型については、委員会の下に設置する審査グループにおいて書面審査を行う。
- ② 研究共創型、テーマ設定については、書面審査の結果を踏まえ、必要に応じて、委員会がヒアリング審査を行う。

③ ①および②における審査の結果を踏まえ、委員会が採択課題を決定する。

## 2. 審査に当たっての着目点

### (1) 研究目的・目標について

組織間連携による柔軟な発想や斬新な手法に基づく、新規性・革新性のある研究目的・内容になっているか。

技術開発型については、将来的な組織間連携による研究を促進するような重要な技術開発が目的となっているか。

### (2) 組織間連携体制について

自然科学研究機構に所属している職員が研究代表者または共同研究者に含まれ、組織間を連携した革新的な研究を実施する研究体制であるか。（技術開発型を除く）

### (3) 研究概要について

研究概要が具体的であり、設定期間内での実現可能性が高く、将来の波及効果が期待される研究であるか。テーマ設定型については、テーマに沿った提案であるか。

### (4) 中・長期的波及効果について

中・長期的視点に立って「革新的な技術確立による新分野創成」や「産業界との連携」など、波及的效果が期待できるか。（技術開発型を除く）

### (5) 経費について

研究目的・概要に照らして、研究経費は妥当であるか。

## 3. 審査の進め方

### (1) 書面審査の実施

委員会が個別に実施する書面審査に当たっては、審査要項Ⅲ「2. 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、次表1により評価を行うとともにコメントを付す。なお、審査を行う者が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、コメントのみ表記し評価は行わない。

次表 1

| 評 価 項 目 |                   |
|---------|-------------------|
|         | (1)研究目的・目標について    |
|         | (2)組織間連携体制について    |
|         | (3)研究概要について       |
|         | (4)中・長期的波及的効果について |
|         | (5)経費について         |
| 総 合 評 価 |                   |
| コメント欄   |                   |
| 評 価 区 分 |                   |
| 4       | 非常に良い提案である        |
| 3       | 良い提案である           |
| 2       | 提案にやや不十分な点がある     |
| 1       | 提案が不十分である         |

(2) ヒアリング審査

委員会が実施するヒアリング審査にあたっては、次表 2 に基づき評価を行うとおもにコメントを付す。なお、委員会の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該委員会の構成員はコメントのみ表記し、評価は行わない。

次表 2

| 評 価 区 分 |               |
|---------|---------------|
| 4       | 非常に良い提案である    |
| 3       | 良い提案である       |
| 2       | 提案にやや不十分な点がある |
| 1       | 提案が不十分である     |

IV. その他

1. 開示・公開等

- (1) 審査の過程は非公開とする。
- (2) 審査結果については個別に通知するものとし、採択研究課題に関しては、自然科学研究機構ホームページに公開する。